

環循事発第 2502251 号

令和 7 年 2 月 25 日

一般社団法人 全国建設業協会

会長 今井 雅則 殿

環境省環境再生・資源循環局長

(公 印 省 略)

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

本日、令和 7 年 3 月から適用する除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価（以下「新除染等労務単価」という。）を別添 1 のとおり決定・公表しました。これにより、各職種において設計労務単価が上昇することとなったところです。

貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、下記の措置を講じることにより、これまで以上に適正な賃金水準の確保に万全を期し、技能労働者の処遇改善を図るよう、改めて周知をお願いします。

記

1. 技能労働者への適正な水準の賃金の支払いについて

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）においては、受注者等の責務として、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施すること（第 8 条第 1 項）、下請負人に使用される技術者や技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結すること（第 8 条第 2 項）等が位置づけられている。

技能労働者の確保・育成のためには、技能労働者の賃金を引き上げ、設計労務単価の上昇等を通じて更なる賃金の引上げにつながる好循環を継続させることが重要であり、元請業者及び下請業者はこのことを十分に踏まえ、技能労働者の賃金水準の引上げを図ることが必要である。元請業者においては、適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格で締結することや技能労働者へ適正な水準の賃金を支払うことを要請する等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう最大限努める

こと。

なお、別添1別紙第1のとおり、帰還困難区域内で作業に従事する技能労働者には、本労務単価等に加えて特殊勤務手当が支給されるが、業務期間中に業務対象区域の避難指示が解除された場合、解除済みの区域における業務に関しては、原則として、特殊勤務手当の支給対象外であることに留意すること。

2. 新除染等労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

本日付の新除染等労務単価の決定を受け、別添2のとおり、

- ① 令和7年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、令和6年3月から適用されている旧除染等工事設計労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新除染等労務単価に基づく請負代金額に変更する。
- ② 令和7年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年2月24日付け環境会発第1402244号）1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する。

等としたところである。

これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、1. の趣旨にのっとり、元請業者・下請業者間や下請業者・再下請業者間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者の賃金水準の引き上げ等について適切に対応すること。

3. 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導について

公共工事品質確保法第8条第2項においては、受注者等の責務として、下請契約を締結するときは法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金によることが規定されている。さらに、第7条第1項第1号において、発注者の責務として、法定福利費や公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料等を的確に予定価格へ反映することが規定されている。

新除染等労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等に参加するために必要な社会保険料の本人負担分が勘案されているほか、法定福利費及び法定外の労災保険の保険料について、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

これらを踏まえ、元請業者においては、建設工事標準請負契約約款に基づき発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示すること等により標準約款の実施について適切に対応するとともに、受注時における適正な労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や法定福利費、法定外の労災保険の保険料等の確保に努めること。

また、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請業者に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促すこと。さらに、提出された見

積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映すること。

下請業者においては、注文者（元請業者又は直近上位の下請業者）に対し、標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

労務費及び法定福利費の確保については、労務費及び法定福利費を内訳明示した見積書の提出を要請するとともに、建設キャリアアップシステムの普及に伴い地位や技能を適切に処遇に反映することを推奨しているため、改めて内容を確認し適切に対応すること。

なお、社会保険への加入の徹底については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。令和6年12月13日最終変更。）において、「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ことや、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされており、公共工事発注機関にこれらの措置を講ずるよう要請していることを踏まえて、適切な社会保険への加入を徹底すること。

4. 若年入職者の積極的な確保について

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくといった健全な循環を形成することができるよう、若年労働者の賃金引上げや社会保険への加入徹底等により処遇改善を一層進めるとともに、建設キャリアアップシステムを活用し技能労働者のキャリアパスと処遇の見通しを示す取組を進めることによって、若年入職者の確保を更に積極的に推進すること。

5. ダンピング受注の取止めの徹底について

ダンピング受注は、下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく担い手の確保・育成を困難とするものであることから、適正な金額による契約締結を徹底し、ダンピング受注を厳に行わないよう、改めて徹底すること。また、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないので、この趣旨も改めて徹底すること。

6. 適正な工期の設定・確保と必要経費の確保について

工事の請負契約の締結に当たっては、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告, 令和6年3月最終改訂）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日などの作業不能日数等を考慮した適正な工期を設定・確保すること。その際、労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や、法定福利費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、法定福利費等を見積書や請負代金内訳書に明示すること等により適正な請負代金による請負契約を締結すること。また、下請契約においても、これらの必要経費を含んだ適正な請負代金による契約を締結すること。

また、「工期に関する基準」において、週休2日の確保に当たっては、日給月給制の技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、労務費その他の必要経費に係る見直し等の効果が確実に行き渡るよう適正な賃金水準の確保等を図ることが必要であるとされていることを踏まえ、適切に対応すること。

一方、工程遅延等が生じたにもかかわらず工期延長ができず、後工程の作業の短期間での実施を余儀なくされる場合等には、受発注者間で協議を行ったうえで、必要に応じて、短期間施工に伴う人件費の補填など必要となる請負代金の額の変更等の変更契約を適切に行うとともに、その結果を適切に元下間や下下間の契約に反映させること。

以上